

## 神戸地方裁判所委員会（第13回）議事概要

### 1. 日時

平成19年11月8日（木）15：30～17：30

### 2. 場所

神戸地方裁判所第1会議室

### 3. 出席者

#### （委員）

内井啓介，外木場久雄，竹本昌弘，玉田敏郎，玉田はる代，徳永恭子，中西均，根岸哲，平賀真理，三浦潤，水上敏（五十音順，敬称略）

#### （オブザーバー裁判官）

東尾龍一

#### （庶務）

寺田俊弘，打田實，松尾幸彦，澤明憲，新津隆弘，藤原扇一，石川雅也

### 4. 議事（ は委員長， は委員の発言。 は裁判所からの説明）

#### 4.1. 委員の交替について（新任委員の紹介）

守殿貞夫委員，外木場久雄委員，玉田はる代委員，徳永恭子委員，中西均委員，根岸哲委員，平賀真理委員及び竹本昌弘委員（以上，平成19年8月1日付け）の紹介があった。

#### 4.2. 委員長代理の指名

芹田健太郎委員長代理が退任したため，委員長代理として中西均委員が指名された。（地方裁判所委員会規則第6条第3項）

#### 4.3. 裁判所が現在までに取り組んだ裁判員制度広報について

全国統一的に行われた2回のフォーラム，裁判員制度広報用映画上映，裁判官による講演や出張講義，模擬裁判や説明会・見学会，管内各支部における巡回裁判員制度説明会，裁判員制度広報コーナーの設置，裁判員制度広報と関連

させた小学生書き初めコンクールの開催，神戸市婦人団体協議会発行の機関誌「婦人神戸」への記事の掲載，法曹三者合同での「神戸まつり」や「姫路お城まつり」への参加及び国民の関心により実質的に応えるための双方向的な企画としての兵庫県内16か所におけるミニフォーラムを実施について，それぞれ事務局から報告した。

- 4.4. 第12回神戸地方裁判所委員会以降に改善した点及び取り組んだ点について  
利用者のニーズに合い，かつ，利用しやすい裁判所の実現に向けた参考とするため，10月16日から，神戸簡易裁判所において利用者アンケートを実施していること及び当アンケートの実施結果については次回以降の地裁委員会において報告する予定であることを，それぞれ事務局から報告した。

- 4.5. 参加意欲を醸成させる裁判員制度広報について意見交換

先ほど，裁判所が現在までに取り組んだ裁判員制度広報について報告させていただいたが，検察庁の取組についても御紹介いただきたい。

検察庁における裁判員制度に関する広報活動については，基本的には裁判所と同じく，各支部を含めた全職員が，行政機関，各種団体，自治会及び企業等に，パンフレットを持参して訪問することで，PR活動に努めている。また，パンフレットを見られて，説明会を行ってほしいとの要望があれば，検察官や検察事務官を派遣している。その他にも，高校や中学校から要望を受けた学園祭等での模擬裁判の実施や法曹三者での取組としての神戸まつりや姫路お城まつりにおける団扇や風船配り，ラジオ関西の番組への出演等も行っているところである。

現在の，国民への説明については，裁判員裁判参加への根強い不安（被告人を裁く責任の重さ，身の安全の確保，事前の法律知識の有無や裁判員としての職務内容の理解，仕事への影響等）の解消や辞退事由の周知に力点を置いている。また，企業等への訪問時には，従業員の方が裁判員裁判に参加することにより，こういったメリットがあるかについての説明や休暇制度の充実（就業規則の整備）のお願いも併せて行っているところである。

これまでの裁判所や検察庁の取組を踏まえ、以下の点について、国民の参加意欲を高める方策等についての御意見を伺いたい。

現在までの裁判所等による広報活動やテレビ等のメディアを通じたマスコミ報道などにより、国民に「裁判員制度」という名称は浸透してきているが、その内容が十分に理解されていないもしくは理解していても参加したくないという意識が依然として根強くあることの原因及びその解消策について

裁判員裁判に「積極的に参加したい。」「国民の義務であり、参加してもいい。」のレベルにまで国民の意識を高めるための具体的かつ実効性のある広報活動について

国民に安心して参加していただけるための下記の環境整備等について

ア 裁判員の保護

イ 施設整備(本日、裁判所庁舎見学をされて気づかれた点も含めて)

ウ 裁判員(候補者を含む。)の休暇制度、一時保育等

ウルトラCのような広報があるわけではなく、現在まで行われている広報活動を地道にやっていくしかないと思う。また、裁判員裁判への参加意欲が非常に高いということが、果たして本当に良いことなのかという見方もあり、仮に意欲が少なくても参加していただけるようにもっていく、という広報が最も良いのではないか。

裁判員制度に似た検察審査会の制度については、その運用に困ったというような報道は少ないように思われるが、両者を比較した場合に、検察審査会が困っていない理由があるとすれば紹介いただきたい。

検察審査会についても、諭告や制度説明会を行って、理解を求めているところである。会への出席者が少ない場合や、逆に、検察審査会委員の任期終了後も啓蒙活動を行っていただいているような熱心な方もいる等、かなり意識のばらつきはあるように思われるが、全体的には、新聞等でも最近良く報道されているように、活発な活動になってきている。

裁判員制度導入は、司法制度とはいっても国の制度の大変革であり、司法関係者による広報だけでなく、政府広報も使って大々的な広報活動をすべきであるし、これを政府に迫っていかなければならない。司法関係の方々が、司法権の独立を意識して頑張り過ぎているのであれば、広報に限界があるようにも思われる。制度が国民に浸透しているとはいっても、「そういう制度は知っているが、私たちに関係ない。」という程度であって、他人事のように思われている国民が圧倒的に多いのではないか。ただ、そういった方々も裁判員候補者になるわけであるから、裁判員制度に意識を向かせるためには相当な広報が必要である。極端に言えば、全国紙に折込広告を入れるというところまで考えなければならない。

裁判官が、司法試験という難しい試験を受け、10年間の判事補生活をしたらうで、きっちりとした裁判をしようというところに、法律知識のあまりない裁判員が選ばれて、判決の一翼を担うということについての不安等が払拭されておらず、誤解もまだまだある。今後もその払拭についての努力をすべきである。

全国の法学部や法科大学院の生徒に裁判員制度の広報に当たらせたり、司法修習生にも広報を義務付けるといったことも行ってはどうか。

裁判所の報道を担当していたころには、検察審査会の決議結果が、裁判所1階の角の掲示板コーナーに何の予告もなく張り出され、これに対する会見等もなく、こちらで調べる必要がある等、司法に対する取材は非常にやりにくいところがあった。最近はずいぶんと開かれてきているとは思いますが、裁判所がまだまだ取材しにくい現場であることには変わりはない。今の裁判員制度の報道では、負担感が前面に出ており、疑問に答えるという意味では必要な作業だとは思いますが、一方で裁判員制度の意義という面からの働きかけには欠けているものがある。

報道からすれば、意外性のあるような、例えば、ラジオ関西に現職の検察官が出演し、生の言葉で語りかけること等をニュースにしている。法学部、法科大学院の生徒や司法修習生が広報活動をすべきであるという話も出たが、裁判所から遠い層の方々が裁判員制度広報に取り組むことも必要であり、また、そうすれば

報道もしやすいと思う。

神戸市でも、職員が訪問する形の「出前トーク」を行っているところであるが、この方法による広報は、手間はかかるが、少人数を相手に行うと、質問しやすく、また、理解しやすいというようなメリットもある。

うまく新聞に書いていただく、テレビに放映していただくことが、広報では効果があると思われるし、堅苦しい広報ではなく、柔らかく分かりやすい広報が必要ではないかと思う。

選挙報道にも力を入れているところであるが、裁判員制度は、選挙とダブるところがあるように思われる。投票は義務であるということは分かっているが、投票率がなかなか上がらない。裁判員制度も司法改革の流れにおいて必要なものであるという論調を張ってはいるが、なかなか浸透してくれない。今後、裁判員制度の導入により報道のあり方も変わり、これについては、プラス面、マイナス面の両方が考えられることから、もっと社会全体で議論する必要がある。

裁判員制度を浸透させるために、必要な部分は政府がまとめて広報すべきではないか。

建築設計事務所の社員は、全国で2万人いるが、事務所あたりの社員数は平均して7人である。したがって、その社員が裁判員となった場合には、事務所の業務は大変なことになる。そういった点を踏まえて、メリット面でのPRも必要ではないか。

裁判員制度広報については、弁護士会も行っているところである。制度が具体的に実施された際には、自分の事として考える人も多くなり、否が応でも関心が広がっていくと思う。ただ、候補者のうち一回も呼ばれなかった人や呼び出されたが裁判員に選ばれなかった人をどのように繋ぎ止めるかということも良く考えておく必要がある。

裁判員制度広報の展開として「裁判所だより」を現在までに9回にわたって「婦人神戸」に掲載しているところであるが、今後も裁判員制度のイメージが、

より具体的に分かるような記事を載せていただきたい。そうすれば、婦人会員7万人が、裁判員制度について更に深く理解し、不安感もなくなるように思う。

一般の方々から見れば、どうして自分に対して候補者に選ばれたという手紙が来たのかについて、とてもに不透明に感じるのではないか。また、どうして自分が裁判員をやらなければいけないのかと思うのではないか。これらを払拭するには、裁判員として参加することが、具体的にどのように社会貢献になるのかということをもっとPRすべきである。

ここでオブザーバーの東尾裁判官からフランスの最新の裁判について、市民がどういう意識で望んでいるかについて、御紹介します。

元々、フランスは300年程前から陪審員裁判が行われていたが、その後、陪審員裁判はうまくいかないということから、1900年代になり一般市民9人と裁判官3人の合計12人での参審員制が導入されている。日本の裁判員裁判のように事件ごとに裁判員が選任されるのではなく、県ごとに期間の違う任期制となっている。パリ等の事件の多い県では、毎月、月の半分程度は裁判が行われている。その中で、関心し、感銘を受けたのは、4時間も休憩なしで裁判が行われることもあり、そういった状況の中でも、皆熱心に取り組んでおられることである。自分たちが被告人の有罪、無罪を決めるという意識が強く、やりがいを感じているのではないと思われる。これについては、イギリスの陪審員についても、同様に感じたところである。日本においても実際に裁判員として参加するようになれば、充実感や達成感が出てくるのではないかと思われる。

模擬裁判を経験された方の多くの方からは、実際の裁判員裁判にも積極的に参加したい、あるいは参加してもよいという感想を伺っていることから、負担感はあるが、それを超える達成感を持たれるということも多いのではないかと思われる。ただ、いかんせん通常の広報活動においては、そういった達成感を持ちにくいというのが問題ではある。したがって、実施まで残り一年半の間にこういった広報を行っていくのが大きな課題であると思われる。

商工会議所の支部等の会員の圧倒的多数の方々は、裁判員に選ばれると店を閉めて来なければならない事業の方々であり、その方々の理解を得ながら裁判員制度を軌道に乗せていかなければならないといった観点から考えれば、少しでも広報の手伝いができればと思っている。

#### 4.6. 次回の議題

本日の議論で、いろいろな論点が見えてきており、委員の方の了承がいただければ、次回もこの論点を更に詰めた御意見を伺いたい。また、裁判員制度導入後の裁判官と裁判員の役割分担を含めた関係等についても委員の方の御提言を賜りたい。

(了承)

#### 4.7. 次回期日

平成20年3月3日(月)午後3時30分